

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520031

研究課題名（和文） カント批判哲学による「平和的生存権」の形而上学的解明

研究課題名（英文） The “right to live in peace” clarified from the metaphysical standpoint based on Kant’s critical philosophy

研究代表者

中村 博雄（NAKAMURA HIROO）

長野工業高等専門学校・一般科・教授

研究者番号：90141887

研究成果の概要：

カントの「批判的方法」を基に「平和のうちに生存する権利」（日本国憲法前文）の「形而上学的」解明をおこない、次の結論に至った。(1)「21世紀の権利」といわれる「平和的生存権」の形而上学的根拠は「自由」にあること、(2) この「自由」はその権利主体である「人格」「人格性」において「人格的自律」として確認されること、したがって、(3)「汝、平和を欲すれば、平和に備え、平和的生存権を培え」（『法律時報』1996年68巻9号61頁参照）。という憲法学からの提言は最終的に「人格教育」（「教育基本法」第1条）の問題に帰着すること。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	600,000円	0円	600,000円
2007年度	500,000円	150,000円	650,000円
2008年度	500,000円	150,000円	650,000円
年度			
年度			
総計	1600,000円	300,000円	1,900,000円

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：平和的生存権、平和、人権、自由、日本国憲法、教育、カント批判哲学、形而上学

1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀の時代背景：

21世紀に入り、改めて世界の動きを見渡した時、人類の歩みが一つの大きな節目を迎えて、時代が新たな段階に入りつつあることを実感する。しかし、社会情勢・政治情勢は依然として混沌とした状況にあり、人々は、「社会のあるべき姿」に関する確固とした

「理念」の存在とその普遍性の哲学的根拠（確信）を求めている。とくに「恒久平和」の理念の普遍性とその実現の可能性の問題は、21世紀人類の最大の課題である。この課題は、世界各国の国内問題・国際問題と連動して、新たな「実践哲学」「政治哲学」の確立への期待となっている。この問題提起に応えることは哲学研究者の責務である。

(2) 「21世紀の人権」としての「平和的生存権」の重要性に対する憲法学の動き：

国際憲法学会第4回世界大会（1995年、東京）の報告書によれば、同国際学会において日本国憲法の平和主義（前文）の普遍性と今日的意義が確認された。そして、同報告書は、「汝、平和を欲すれば、平和に備え、平和的生存権を培え」という提言を21世紀の国際社会に投げかけている（深瀬忠一「戦後50年の世界の『諸憲法と国際平和』の新たな展望7 国際憲法学会第4回世界大会と『憲法と平和』部会の意義」『法律時報』1996年68巻9号61頁参照）。一方、日本国憲法の平和主義とカント哲学との関係性に関しても、憲法学においてその今日的意義が再確認され、問題のさらなる哲学的究明がカント研究者に託された形となっている（深瀬忠一・樋口陽一ほか編『恒久平和のために 日本国憲法からの提言』勁草書房、1998年、7～10頁参照）。

(3) 日本国憲法を巡る国内の状況：

日本国内に目を転じてみると、2000年1月、国会の衆参両院に憲法調査会が設置（国会法第11章の2）されて以来、憲法改正問題に関する議論が活発さを増している。しかし、国会審議録や関係する研究文献を見る限り、これまでの議論は解釈論やイデオロギー的議論に終始するものであって、例えば、「国民主権が人類普遍の原理であること」「政治道徳の法則が普遍的なものであること」（日本国憲法前文）等の形而上学的根本原理に対する哲学的（形而上学的）考察に欠けていた。

(4) カント研究の進展：

一方、これまでのカント研究の側にも問題があった。従来から、カント哲学は、永遠平和論の哲学的考察の中心に位置づけられてきたが、そのカント論は、これまで『永遠平和のために』（1795年）のみ、あるいは『人倫の形而上学の基礎づけ』（1785年）や『実践理性批判』（1788年）を中心とした道徳論に基づく研究が主流であり、カント批判哲学の体系全体から考察するという研究が十分であったとはいえない。とくに『判断力批判』（1790年）および『人倫の形而上学』（1797年）に示されているカント晩年の形而上学に対する配慮が不十分であった。しかし、以上の欠落を補う準備は、すでに拙著『カント「判断力批判」の研究』（東海大学出版会、1995年）と『カ

ント政治哲学序説』（成文堂、2000年）によって整えられている。これらの準備を基にした研究の新たな具体的成果として、2003～2005年度の科研費基盤研究(C)(題目：カント批判哲学による「基本的人権」総論の形而上学的基礎づけ)の研究成果をあげることができる。日本のカント研究は、「法の支配」に関する憲法学の根本問題に正面から取り組むことができる段階にきている。

(5) 日本の平和主義に対する海外の関心：

「平和」の問題は人類普遍の関心事である。21世紀に入り、カント平和論の普遍性および日本国憲法の基本精神の普遍性に関して、海外の研究者の関心がとくに高まっている。そのことは、国際憲法学会第4回世界大会（1995年、東京）やカント没後200年記念チュニス国際学会（2004年、チュニス）、第10回国際カント学会（2005年9月、サンパウロ）等での議論に見ることができる。また、日本の平和主義に対する世界の関心の高さは、フランスの学術誌 *Revue « Cités »* の「日本」特集号 No 27 (2006) にも如実に現れている。

2. 研究の目的

(1) 憲法学からの問題提起の哲学的解析：

上の1-(2)にあげた国際憲法学会第4回世界大会（1995年、東京）報告書および『恒久平和のために 日本国憲法からの提言』に問題提起されている憲法学からの提言「汝、平和を欲すれば、平和に備え、平和的生存権を培え」を受けて、哲学研究の立場から「平和」および「平和的生存権」の哲学的本質を分析し、その形而上学的根拠を明らかにする。

(2) 「平和的生存権」の「可能性」「源泉」「限界・範囲」の哲学的解明：

カントが提唱した「批判的方法」を「平和のうちに生存する権利」（日本国憲法前文）の本質の解析に適用して、「平和」「権利」「生存権」等の概念の形而上学的本質を明らかにする。そして、「平和的生存権」という人権の「可能性」「源泉」「限界・範囲」を確認することによって、この人権の客観的実在性とその現実社会における実現の可能性を哲学的に証明する。

(3) 「平和的生存権」という理念の実現の方法：

さらに、「永遠平和」を巡る議論において「理論」と「実践」を繋ぐ原理、すなわち「理

念」の「実現」を根拠づける原理の存在を確認し、その原理に基づいて「平和的生存権」が現実社会でどのように実践・実現されるかを明らかにする。

(4) 「平和的生存権を培え」の哲学的解析：

国際憲法学会第4回世界大会（1995年、東京）報告書の結論部（深瀬忠一「戦後50年の世界の『諸憲法と国際平和』の新たな展望7 国際憲法学会第4回世界大会と『憲法と平和』部会の意義」、上掲、62頁参照）で憲法学の立場から最終的に問題提起されている「教育」の問題を取り上げ、たしかに「教育」の問題が「平和」という理念の実践・実現の問題と直結していることを「批判的方法」に基づいて証明するとともに、その「教育原理」の形而上学的本質を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 思想史の観点から：

サン・ピエールやルソーの「永遠平和論」、あるいは19世紀および20世紀の「平和論」に関する文献を精査し、思想史の視座から「平和的生存権」の思想的背景を明らかにし、議論展開の足場を固める。その際、海外の文献調査および海外の研究者との情報交換を重視し、考察の客観性を高めるようにする。

(2) カントの「批判的方法」の適用：

2003～2005年度の科研費基盤研究(C)（題目：カント批判哲学による「基本的人権」総論の形而上学的基礎づけ）によって、カントの「批判的方法」は人権論の哲学的問題を考える上で有効であることが証明されている。そこで、この「批判的方法」を「平和的生存権」の形而上学的解明の課題に応用する。カント独自の「批判的方法」とは、問題の本質を自然科学の世界（自然法則が支配する世界）と人間存在の本質が関係する世界（道徳法則が支配する形而上学の世界）に峻別し、後者に対して「その可能性・不可能性、その源泉と範囲・限界」を規定することによって、人間存在の本質に迫る方法である（カント『純粋理性批判』）。

(3) カントの道徳的目的論の適用：

「道徳的目的論」は、カントが上記の「批判的方法」を基に「人間とは何か」という哲学的根本問題を追究した結果到達した思考方法である（カント『判断力批判』）。この「道徳的目的論」は、「普遍と特殊の関係」の問

題、「普遍（理念）の実現」の問題、「理論から実践への移行」の問題を考察する時に議論展開の鍵となる思考方法である。そこで、この思考方法を平和（理念）と現実社会（実践）の問題に適用し、「平和」および「平和的生存権」という理念の実在性と実現の可能性を検証する。

(4) 国際学会・セミナー等での議論をとおした検証：

「平和」は国際社会の問題である。原理主義やテロあるいは強国のエゴ等、「特殊」と「普遍」の本質的対立の問題に苦悩する今日の世界情勢の現実を踏まえると、「平和的生存権」を巡る研究を進めるにあたっては海外の研究者との討議を重視しなければならない。そこで、本研究を進める方法として、要所所で国際学会での研究発表や外国の学術誌への寄稿を思索展開のステップとして考察を深めていく。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果：

憲法学からの問題提起の哲学的解析：

カントの「批判的方法」によって、「平和」および「権利」という概念は本質的に「形而上学的概念」であること、したがって、「独断」や「懐疑」の袋小路の議論に陥るのを防ぐためにはこの「形而上学」の本質に対する配慮が不可欠であることを明らかにした。

② 「平和的生存権」の「可能性」「源泉」「限界・範囲」の哲学的解明：

「批判的方法」に従って形而上学的解明をさらに進めた結果、「平和的生存権」の「源泉」は「自由」であること、そして、この「自由」という概念に対する考え方が「平和的生存権」の「可能性」「限界・範囲」を決定づけることを明らかにした。さらに、「平和的生存権」という権利の主体に目を向けるならば、この「自由」概念において、その権利主体（および客体）は個々の「人格」「人格性」であり、それは実践哲学の視座から見ると「人格的自律」として捉えられることを明らかにした。そして、「個人」のこの「人格的自律」という道徳目的論の本質において、「個人の尊重」（日本国憲法13条）と「平和主義」（前文）が相互に有機的関係にあることを証明した。

③ 「平和的生存権」実現の可能性：

カントの道徳的目的論に基づいて形而上学的解明をさらに進め、「平和」は完全に人間自身の「自由」に委ねられた理念であるこ

と、それ故、この「自由」の实在と実践の可能性が「平和」という理念の实在と実現の可能性の形而上学的根拠であることを明らかにした。以上が、「汝、平和を欲すれば、平和に備え、平和的生存権を培え」という憲法学からの提言に関する「批判哲学的」解明の結論である。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけ：

国内における位置づけ：

(a) 憲法学の分野からの評価：

憲法学の重鎮である佐藤幸治教授は、最新の著書『現代国家と人権』（有斐閣、2008年）の第二章「憲法と『人格的自律権』」（87～93頁）で私のカント研究を取り上げ、憲法学の重要課題とカント哲学との関係性について詳細に論じている（同書77～93頁参照）。このことは、本研究を支える独自のカント論の国内における位置づけを証明しているといえる。

(b) カント研究の新たな方向づけ：

拙著『カント批判哲学による“個人の尊重”（日本国憲法13条）と“平和主義”（前文）の形而上学的基礎づけ』（同書第2部が本研究成果である）が2008年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）に採択され、成文堂から出版された。これは、本研究によって明らかにされた憲法学と哲学の接点およびカント研究の新たな分野の開拓の成果が客観的に評価された結果である。科研費の助成による同書の出版は、本研究の国内における位置づけを如実に示すものであると解することができる。

海外における位置づけ：

本研究の成果が、フランスの学術誌 *Revue « Cités »* の日本特集号 No.27 (2006) に掲載されたこと、また、国際学会（第12回国際啓蒙主義学会、2007年、モンペリエ）やフランス（ミュルーズ）のリセ (*Lycée Albert Schweitzer*) の講演会で講演の機会を与えられたことは、本研究の国際的評価を示すものである。とくに、拙著『カント批判哲学による“個人の尊重”（日本国憲法13条）と“平和主義”（前文）の形而上学的基礎づけ』（上掲）の巻末（250～295頁）に収録されている英語・ドイツ語・フランス語の論文は、本研究の国際性を示している。これは、日本国憲法を巡るカント論の海外における位置づけを証明するものである。

(3) 得られた成果の国内外におけるインパクト：

国内におけるインパクト：

上記の(2)-(b)に示す研究成果に対して、憲法学・法哲学の重鎮である諸先生から高い評価をいただいた。とくに佐藤幸治先生、樋口陽一先生、深瀬忠一先生、三島淑臣先生からの高い評価は、本研究の国内におけるインパクトの一端を示すものといえよう。

海外におけるインパクト：

これまでの研究成果に対する海外からの反響の例として、2008年12月に海外から次の二つの知らせが届いている。一つは、Monique Castillo 教授（パリ XII 大学）からのもので、フランスで刊行予定の学術書への論文掲載の勧めであり、もう一つは、Abdelaziz Labib 教授（チュニス・エル＝マナール大学）からのもので、2009年12月にチュニジアで開催予定の国際学会（全体テーマ：L'idée d'autonomie : ses enjeux critiques, ontologiques et politiques）への招待である。前者については、第12回国際啓蒙主義学会で発表した原稿を発展させた論文「Le "droit de vivre en paix" comme le droit du XXI^e siècle : un développement contemporain du pacifisme des Lumières」（仮題）を寄稿する予定であり、また、後者については、「L'autonomie personnelle comme la clef de voûte de paix perpétuelle selon Kant」（仮題）というタイトルで発表する予定である。

(4) 今後の展望：

研究成果の新たな展開：

上の研究目的3-(4)については、本項（研究成果）(1)-(3)で示したように、問題の所在を確認し、考察の方向性を押さえるに止まり、課題を残す結果となった。その課題とは、「人格」および「人格教育」の形而上学的解明の問題である。この課題は、「カント批判哲学による『人格教育』（新『教育基本法』第1条）の形而上学的基礎づけ」という題目で、現在、平成21年度科研費基盤研究(C)に申請中である。

国際学会での発表に向けた準備：

上記の科研費基盤研究(C)の一環として、来年度以降に開催予定の二つの国際学会での発表に向けて準備に入っている。一つは、2009年12月にチュニジアで開催予定の国際学会（上掲）に向けた発表原稿（上掲）の準備であり、もう一つは、2010年にイタリアのピサで開催予定の第11回国際カント学会（全体テーマ：Kant und die Philosophie in weltbürgerlicher Absicht）に向けた発表原稿（仮題：„Ein Versuch der

"Erziehung zur Persönlichkeit" (AA 09 : 455) in Japan: kann er ein Schritt zum ewigen Frieden sein?" の準備である。

5. 主な発表論文等〔以下すべて単著〕
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 8 件)

中村博雄、「カント永遠平和論の今日的意義と教育の課題」、『総合人間学3』、総合人間学会編、学文社、2009年、印刷中。査読有。

中村博雄、「新時代のための新たな倫理教育の必要性とその教育原理の研究」、『新しい出発』、(社)尚志会、No.13、2008年、pp.93-112。査読有。

Hiroo Nakamura, "Kant and the Constitution of Japan: The significance today of Kantian pacifism identified in the introduction of the Constitution of Japan", in: *Kant, les Lumières et nous*, recueil de texts réunis sous la direction de Abdelaziz Labib et Jean Ferrari, Maison Arabe du Livre, Tunis, 2008, pp.301-315. 査読有。

Hiroo Nakamura, „Philosophische Begründung der "Achtung des Individuums" und des "allgemeinen Wohls" (Art. 13 der japanischen Verfassung) nach Kant, in: *Recht und Frieden in der Philosophie Kants: Akten des X. Internationalen Kant-Kongresses*, Bd.4, Walter de Gruyter, Berlin, 2008, pp. 551-562. 査読有。

Hiroo Nakamura, „Ein philosophischer Zugang zum Wesen der heutigen Erziehungsprobleme in Japan“, 『高専ドイツ語教育』、高専ドイツ語教育研究会編、第10号、2008年、pp.73-86。査読有。

Hiroo Nakamura, "Philosophical Foundations for International Cooperation and the Educational Principles of Engineering Ethics associated with it", *Journal of JSEE*, 55-1, 2007, pp.87-90. 査読有。

中村博雄、「品位（「技術士倫理要綱」第1条）の哲学的考察」、『工学教育』(Journal of JSEE)、(社)日本工学教育協会、第55巻第2号、2007年、pp.32-34。査読有。

Hiroo Nakamura, « Le pacifisme de la Constitution japonaise : un pur optimisme ou une lumière au XXI^e siècle ? », *Revue « Cités »*, No.27, PUF, 2006, pp. 21-32. 査読有。

〔学会発表〕(計 5 件)

中村博雄、「人間はどこに行くのか？カント永遠平和論の視座から」、総合人間学会第3回研究大会（東京）、2008年6月8日。

Hiroo Nakamura, « Le droit de vivre en paix dans le préambule de la Constitution japonaise : un développement contemporain du pacifisme des Lumières », XII^e Congrès International de Lumières, Montpellier (France), 09.07.2006.

Hiroo Nakamura, « Le pacifisme japonais : une lecture kantienne de la constitution de 1946 », Lycée Albert Schweitzer, Mulhouse (France), 16.03.2007.

Hiroo Nakamura, "Philosophical Foundations for International Cooperation in Engineering Education — The metaphysical basis for international cooperation and the educational principles of ethics in engineering associated with it —", JSEE Annual Conference, International Session, Kitakyushu (Japan), 29.07.2006.

中村博雄、「技術者に求められる『品位』とは何か？—『品位』（『技術士倫理要綱』第1条）の内容の哲学的考察—」、平成18年度工学・工業教育研究講演会、第54回年次大会（北九州市）、2006年7月28日。

〔図書〕(計 1 件)

中村博雄、『カント批判哲学による“個人の尊重”（日本国憲法13条）と“平和主義”（前文）の形而上学的基礎づけ』、成文堂、2008年、328頁。同書は、平成20年度科研費研究成果公開促進費によって出版された。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 博雄 (NAKAMURA HIROO)
長野工業高等専門学校・一般科・教授
研究者番号：90141887

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし